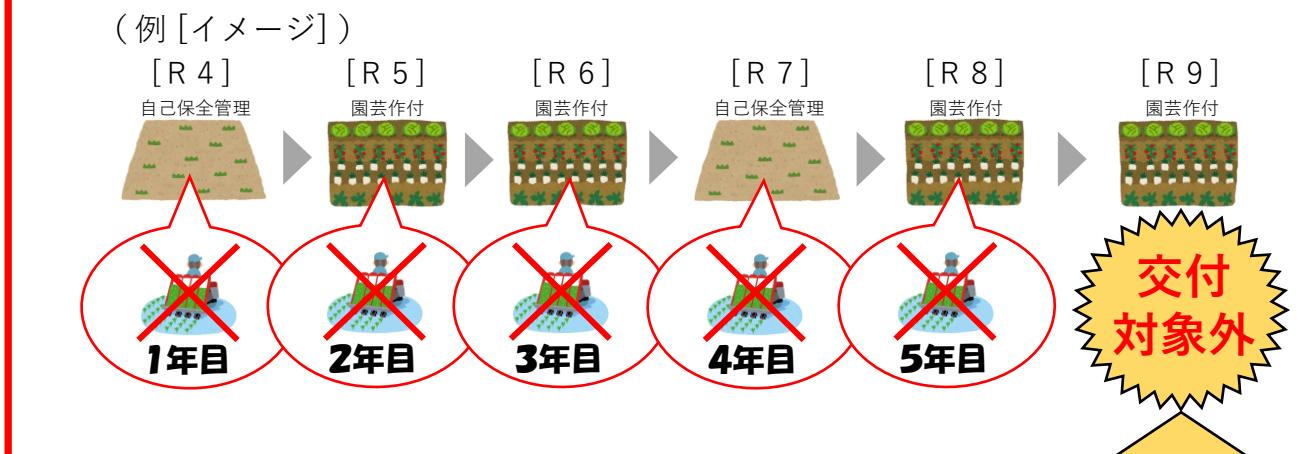


【「水田活用の直接支払交付金」の交付を受けている農業者の方へ】

【重要】“5年水張りルール”について（周知）

過去5年間連續して水稻作付^(※)が行われていない農地は、
令和9年度以降、
水稻活用の直接支払交付金の交付対象外となります！



《対象外となる交付金》

●水稻活用の直接支払交付金

- 戰略作物助成：麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、飼料用米、米粉用米、加工用米
- 產地交付金：そば、新市場開拓用米、園芸作物、二毛作助成、耕畜連携助成 等…

●コメ新市場開拓等促進事業、畑作物產地形成促進事業、畑地化促進事業

■ 一度交付対象外となった農地は、その後に水稻作付を行っても、交付対象には戻りません。

■ 交付対象外となっても、他の交付金（ゲタ、ナラシ）や転作率のカウントには影響ありません。

■ 以下の全てに該当する場合は、水稻作付を行ったとみなします。
(交付対象のまま)

- ・たん水管理を1か月以上行う。
- ・連作障害による収量低下が発生していない。

⇒ 事前に（水張前に）、市地域農業再生協議会への申請が必要です。
※後日、上記を確認できる写真や書類を提出いただきます。

Q) いつまでに水稻作付を行えば、農地が交付対象のままになるかを確認する方法

A) 営農計画書に、水稻作付の期限年（西暦下2桁）を記載しています。



(例)
「2028」(R10)
までに水稻作付すればOK

※「水稻作付期限」は、水稻作付が行われた最終年をもとに印字しています。万が一、誤りがある場合は、市再生協議会までご申し出ください。

■交付対象農地の確認に関するこ

福井市地域農業再生協議会

TEL:20-5420

■“5年水張りルール”の詳細に関するこ

農林水産省 北陸農政局 福井県拠点

TEL:30-1619